

議案第113号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

専決第10号 令和6年度長岡市一般会計補正予算

専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

長岡市長 磯田 達伸

令和6年度長岡市一般会計補正予算

議案第117号

長岡市市税条例の一部改正について

長岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方税法等の一部改正及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンション管理適正化推進計画の策定に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>第60条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法</p>	<p>第60条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法</p>

人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特別土地保有税の減免)

第134条の12 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市長は、特別土地保有税を減免すべき事由が

人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特別土地保有税の減免)

第134条の12 (略)

2 (略)

あることが明らかであると認められるときは、納税義務者からの申請を待たないで、職権により減免することができる。

4 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条の2 (略)

2～14 (略)

15 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者

3 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条の2 (略)

2～14 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の3 (略)

2～8 (略)

<u>にあつては、住所及び氏名又は名称)</u>	<hr/> <hr/>
<u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u>	<hr/> <hr/>
<u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u>	<hr/> <hr/>
<u>(4) 当該工事が完了した年月日</u>	<hr/>
<u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>	<hr/> <hr/> <hr/>
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第60条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第118号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとし、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、手数料を納付すべき者が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める手数料を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき救助を受けた者である場合 <u>別表の9の表から10の表までの各表</u> に定める手数料</p> <p>3 市長は、次のいずれかに該当する場合は、<u>別表の9の表から9の5の表までの各表及び10の6の表</u>に定める手数料について、<u>これらの表</u>に定める額に10分の5を乗じて得た額に</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市長は、手数料を納付すべき者が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める手数料を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき救助を受けた者である場合 <u>別表の9の表、9の2の表及び9の3の表</u>に定める手数料</p> <p>3 市長は、次のいずれかに該当する場合は、<u>別表の9の表、9の2の表及び9の3の表</u>に定める手数料について、<u>同表</u>に定める額に10分の5を乗じて得た額に</p>

相当する額を減額することができる。

(1)～(4) (略)

4～7 (略)

別表(第2条関係)

1～8 (略)

9 建築基準法(以下この表において「法」という。)に規定する確認申請関係

区分			金額
1 第6条第1項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の確認申請	法ア	建当該新築、 築物増築又は を新改築に係 築、増る部分の 築、又床面積の は改合計 築す30平 る場合(次 号にル以 掲げ内 る場合を 除く。)	確認1件につ の特き 8,000 例円
			確認1件につ の特き 12,000 例以円
			確認1件につ の特き 15,000 例円
			確認1件につ の特き 22,000 例以円
			確認1件につ の特き 15,000 例円
			確認1件につ の特き 22,000 例以円
			確認1件につ の特き 15,000 例円
			確認1件につ の特き 22,000 例以円

相当する額を減額することができる。

(1)～(4) (略)

4～7 (略)

別表(第2条関係)

1～8 (略)

9 建築基準法(以下この表において「法」という。)に規定する確認申請関係

区分			金額
1 第6条第1項 (法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の確認申請	法ア	建当該新築、 築物増築又は を新改築に係 築、増る部分の 築、又床面積の は改合計 築す30平 る場合(次 号にル以 掲げ内 る場合を 除く。)	確認1件につ の特き 8,000 例円
			確認1件につ の特き 12,000 例以円
			確認1件につ の特き 15,000 例円
			確認1件につ の特き 22,000 例以円
			確認1件につ の特き 15,000 例円
			確認1件につ の特き 22,000 例以円
			確認1件につ の特き 15,000 例円
			確認1件につ の特き 22,000 例以円

(次項に掲げる場合を除く。)又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の計画通知(次項に掲

100平方メートル超	確認の特例	1件につき 21,000円
200平方メートル以内	確認の特例以外	1件につき 33,000円
200平方メートル超	500平方メートル以内	1件につき 44,000円
500平方メートル超	1,000平方メートル以内	(略)
1,000平方メートル超	2,000平方メートル以内	(略)
2,000平方メートル超	10,000平方メートル以内	(略)
10,000平方メートル超		(略)

(次項に掲げる場合を除く。)

100平方メートル超		1件につき 21,000円
200平方メートル以内		
200平方メートル超	500平方メートル以内	1件につき 32,000円
500平方メートル超	1,000平方メートル以内	(略)
1,000平方メートル超	2,000平方メートル以内	(略)
2,000平方メートル超	10,000平方メートル以内	(略)
10,000平方メートル超		(略)

る場合を除く。)	ル超50,000平方メートル以内	
に対する審査	50,000平方メートル超	(略)
	イ～エ (略)	
2 法第6条第1項の規定による建築物の確認申請又は法第18条第2項の規定による建築物の計画通知に	(略)	
法第87条		

	ル超50,000平方メートル以内	
に対する審査	50,000平方メートル超	(略)
	イ～エ (略)	
2 法第6条第1項の規定による建築物の確認申請に係る計画	(略)	
法第87条		

<p>の 4 の 昇機 降 係 に 部 る 分 分 含 含 れ れ ま 場 る 合 場 合 — — に 対 す 対 審 る 査 査</p>	<p>の 4 の 昇機 降 係 に 部 る 分 分 含 含 れ れ ま 場 る 合 場 合 の 確 認 申 請 に 対 す 対 審 る 査 査</p>
<p>3 法 (略) 第 87 条 の 4 に お い て 準 用 す る 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 建 築 設 備 の 確</p>	<p>3 法 (略) 第 87 条 の 4 に お い て 準 用 す る 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 建 築 設 備 の 確</p>

て 準
用 す
る 法
第 6
条 第
1 項
の 規
定 に
よ る
工 作
物 の
確 認
申 請
又 は
法 第
88 条
第 1
項 又
は 第
2 項
に お
い て
準 用
す る
法 第
18 条
第 2
項 の
規 定
に よ
る 工
作 物
の 計

て 準
用 す
る 法
第 6
条 第
1 項
の 規
定 に
よ る
工 作
物 の
確 認
申 請

9の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書及び第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号の規定による住宅関係

用途	床面積の合計	金額
1 戸建ての住宅	200平方メートル未満	1件につき 18,000円
(人の居住の用途以外の用途に供する部分をも有しないものに限る。)	200平方メートル以上	1件につき 20,000円
2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	300平方メートル未満	1件につき 33,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき 55,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき 95,000円
	5,000平方メートル以上	1件につき 142,000円

9の3 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する中間検査関係

区分		金額
1	法第(略)7条の3第1項の規定による中間検査申請又は法第18条第28項の規定による特定工程工事終了通知に対する検査	

9の2 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する中間検査関係

区分		金額
1	法第(略)7条の3第1項の規定による中間検査の申請	

	_____に	
	対する	
	審査	

9の4 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する完了検査関係

区分			金額
1	法第7条第1項の規定による建	ア 法第7条の3第1項又は法第18	当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の

9の3 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する完了検査関係

区分			金額
1	法第7条第1項の規定による建	ア 法第7条の3第1項 _____	当該新築、増築又は改築に係る部分の床面積の

建築物の完了検査申請（次項に掲げる場合を除く。）又は法第18条第20項の規定による工事完了通知（次項に掲げる場合を除く。）に対する検査	条第28項の特	合計	30平方メートル以下	検査の特例	1件につき 13,000円	/		
	建築物の新築、増築又は改築をした場合	30平方メートル超	100平方メートル以内	検査の特例	1件につき 17,000円			
				検査の特例	1件につき 16,000円			
	建築物の新築、増築又は改築をした場合	100平方メートル超	200平方メートル以内	検査の特例	1件につき 22,000円			
				検査の特例	1件につき 21,000円			
	建築物の新築、増築又は改築をした場合	200平方メートル超	500平方メートル以下	検査の特例	1件につき 30,000円			
				検査の特例	1件につき 40,000円			
	建築物の完了検査申請（次項に掲げる場合を除く。）に対する審査	の	合計	30平方メートル以下	検査の特例	1件につき 13,000円	/	
		建築物の新築、増築又は改築をした場合	30平方メートル超	100平方メートル以内	検査の特例	1件につき 17,000円		
					検査の特例	1件につき 16,000円		
		建築物の新築、増築又は改築をした場合	100平方メートル超	200平方メートル以内	検査の特例	1件につき 22,000円		
					検査の特例	1件につき 21,000円		
建築物の新築、増築又は改築をした場合		200平方メートル超	500平方メートル以下	検査の特例	1件につき 30,000円			
	検査の特例			1件につき 40,000円				

	内		
	500平方メートル超	(略)	
	1,000平方メートル以内		
	1,000平方メートル超	(略)	
	2,000平方メートル以内		
	2,000平方メートル超	(略)	
	10,000平方メートル以内		
	10,000平方メートル超	(略)	
	50,000平方メートル超		
イ	30平方メートル	検査の特例	1件につき14,000円
ア	以内	検査の特例	1件につき18,000円
以外の建築物の新築、増築又は改築をした場合			

	内		
	500平方メートル超	(略)	
	1,000平方メートル以内		
	1,000平方メートル超	(略)	
	2,000平方メートル以内		
	2,000平方メートル超	(略)	
	10,000平方メートル以内		
	10,000平方メートル超	(略)	
	50,000平方メートル超		
イ	30平方メートル		1件につき
ア	以内		14,000円
以外の建築物の新築、増築又は改築をした場合			

30平方メートル超	検査の特例	1件につき 17,000円
100平方メートル以内	検査の特例外	1件につき 23,000円
100平方メートル超	検査の特例	1件につき 23,000円
200平方メートル以内	検査の特例外	1件につき 32,000円
200平方メートル超	検査の特例	1件につき 42,000円
500平方メートル以内		(略)
1,000平方メートル超		(略)

30平方メートル超		1件につき 17,000円
100平方メートル以内		
100平方メートル超		1件につき 23,000円
200平方メートル以内		
200平方メートル超		1件につき 32,000円
500平方メートル以内		(略)
1,000平方メートル超		(略)

	方メートル以内			方メートル以内	
	2,000平方メートル超 10,000平方メートル以内	(略)		2,000平方メートル超 10,000平方メートル以内	(略)
	10,000平方メートル超50,000平方メートル以内	(略)		10,000平方メートル超50,000平方メートル以内	(略)
	50,000平方メートル超	(略)		50,000平方メートル超	(略)
	ウ 建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合	(略)		ウ 建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合	(略)
2	法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請又は法第18条第20項の規定による工事完了通知に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合_____に対する検査	(略)	2	法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に係る工事_____に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合の完了検査申請に対する審査	(略)
3	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請又は法第18条第20項の規定による工事完了通知に対する検査	(略)	3	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請_____に対する審査	(略)

<p>4 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請又は法第18条第20項の規定による工事完了通知に対する検査</p>	<p>(略)</p>	<p>4 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請_____</p> <p>_____に対する審査</p>	<p>(略)</p>
<p><u>備考</u></p> <p>1 この表において、「検査の特例」とは、建築基準法施行令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物であることをいう。</p> <p>2 1の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、検査の特例以外に定める床面積の区分に応じた金額とする。</p> <p>3 表の1の項のア又はイにおいて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定による建築物（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）にあつては、9の5の表の各項に掲げる床面積の合計に応じた金額を加算するものとする。</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>9の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定による建築物（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	

物を除く。) 関係

用途		床面積の合計	金額
1	ア ー	200平方メー	1 件につき
住宅部分	戸建	トル未満	11,000円
	ての	200平方メー	1 件につき
	住宅	トル以上	12,000円
	(人		
	の居		
	住の		
	用以		
	外の		
	用途		
	に供		
	する		
	部分		
	を有		
	しな		
	いも		
	のに		
	限		
	る。)		
	イ 共	300平方メー	1 件につき
	同住	トル未満	24,000円
	宅等	300平方メー	1 件につき
	(共	トル以上2,0	44,000円
	同住	00平方メー	
	宅、	トル未満	
	長屋	2,000平方メ	1 件につき
	その	一トル以上	81,000円
	他一	5,000平方メ	
	戸建	一トル未満	

	ての	5,000平方メ	1件につき			
	住宅	ートル以上	128,000円			
	以外					
	の住					
	宅を					
	い					
	う。)					
2	ア	300平方メ	1件につき			
非住	場等	トル未満	24,000円			
宅部	以外	300平方メ	1件につき			
分		トル以上1,0	34,000円			
		00平方メ				
		トル未満				
		1,000平方メ	1件につき			
		ートル以上	48,000円			
		2,000平方メ				
		ートル未満				
		2,000平方メ	1件につき			
		ートル以上	103,000円			
		5,000平方メ				
		ートル未満				
		5,000平方メ	1件につき			
		ートル以上	150,000円			
		10,000平方				
		メートル未				
		満				
		10,000平方	1件につき			
		メートル以	186,000円			
		上 25,000平				
		方メートル				
		未満				
		25,000平方	1件につき			

	メートル以上	226,000円		
イ 工場等	300平方メートル未満	1件につき 9,000円		
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき 15,000円		
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき 24,000円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき 72,000円		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき 113,000円		
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき 143,000円		
	25,000平方メートル以上	1件につき 178,000円		
	備考			
	この表において、「工場等」とは、建築基準法上の用途が工場（自			

自動車修理工場を含む。)、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場及びごみ焼却場その他の処理施設をいう。

10 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する認定及び許可申請関係

10 建築基準法（以下この表において「法」という。）に規定する認定及び許可申請関係

区分	金額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定申請（検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請）に対する審査	(略)
(略)	
23 法第68条の5の3第2項の規定による許可申請（高度利用地区型地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請）に対する審査	(略)
(略)	

区分	金額
1 法第7条の6第1項第1号及び第2号 _____（法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定申請（検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請）に対する審査	(略)
(略)	
23 法第68条の5の2第2項の規定による許可申請（高度利用地区型地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請）に対する審査	(略)
(略)	

10の2～10の5 (略)

10の2～10の5 (略)

10の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（_____以下この表において「法」という。）に規定する適合性判定関係

区分	金額
1 法ア 法第32条	(1) 非住宅部
第11条第1項又は法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適用	分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下この表において同じ。)の場合は、次の(ア)から(キ)までに掲げる非住宅部分の床面積の

10の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。）に規定する適合性判定関係

区分	金額
1 法ア 法第37条	
第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適用	次の(1)から(6)までに掲げる床面積の

合 す る か ど う か の 判 定		区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額	合 す る か ど う か の 判 定	定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)第1条第1項第1号に適合するかどうかの判定を行う場合	区分に応じ、当該(1)から(6)までに定める額
		(ア) 300		(1) (略)	
		平方メートル未満		(2) (略)	
		1件につき		(3) (略)	
		10,000		(4) (略)	
		円		(5) (略)	
		(イ) (略)		(6) (略)	
		(ウ) (略)			
		(エ) (略)			
		(オ) (略)			
		(カ) (略)			
		(キ) (略)			
		(2) 住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の場合は、次の(ア)から(オ)までに掲げる住宅部分の用途及び床面積の区分に応じ、当該(ア)			

	から(オ)ま		
	でに定める		
	<u>額</u>		
	(ア) 一戸		
	建ての住		
	宅(人の居		
	住の用以		
	外の用途		
	に供する		
	部分を有		
	しないも		
	のに限る。		
	以下この		
	表において		
	同じ。)		
	1 件に		
	つき5,800		
	円		
	(イ) 共同		
	住宅等(共		
	同住宅、長		
	屋その他		
	一戸建て		
	の住宅以		
	外の住宅		
	をいう。以		
	下この表		
	において		
	同じ。)で		
	300平方メ		
	ートル未		
	満 1 件		

		につき10,000円					
		(ウ) 共同					
		住宅等で					
		300平方メ					
		ートル以					
		上2,000平					
		方メート					
		ル未満					
		1件に					
		つき22,40					
		0円					
		(エ) 共同					
		住宅等で					
		2,000平方					
		メートル					
		以上5,000					
		平方メー					
		トル未満					
		1件に					
		つき44,60					
		0円					
		(オ) 共同					
		住宅等で					
		5,000平方					
		メートル					
		以上 1					
		件につき					
		76,400円					
イ	a	非住	次の各号に掲	イ	a	_____	次の各号に掲
その		宅部	げる非住宅部	その		_____	げる非住宅部
他の		分に	分の用途の区	他の		_____	分の用途の区

場 合	ついで	分に	に応じ、当該
	て	基	各号に定める
	準	省	額
	令	第	(1) 建築基準
	1	条	法上の用途
	第	1	が工場、危険
	項	第	物の貯蔵又
	1	号	は処理に供
	イ	の	するもの、水
	基	準	産物の増殖
	(以	場若しくは
	下	こ	養殖場、倉
	の	表	庫、卸売市
	に	お	場、火葬場又
	い	て	はと畜場、汚
	「	標	物処理場及
	準	入	びごみ焼却
	力	法	場その他の
	等	に	処理施設(以
	よ	る	下この表に
	基	準	において「工場
	と	い	等」という。)
	う	。	以外の場合
	に	適	は、次の(ア)
	合	す	から(キ)ま
	る	か	でに掲げる
	ど	う	床面積の区
	か	の	分に応じ、当
	判	定	該(ア)から
	を	行	(キ)までに
	う	場	定める額
	合		(ア) 300

場 合		分に	に応じ、当該
		基	各号に定める
		準	省
		額	
		令	第(1) 建築基準
		1	条 法上の用途
		第	1 が工場、危険
		項	第 物の貯蔵又
		1	号 は処理に供
		イ	の するもの、水
		基	準 産物の増殖
		(以 場若しくは
		下	こ 養殖場、倉
		の	表 庫、卸売市
		に	お 場、火葬場又
		い	て はと畜場、汚
		「	標 物処理場及
		準	入 びごみ焼却
		力	法 場その他の
		等	に 処理施設(以
		よ	る 下この表に
		基	準」において「工場
		と	い 等」という。)
		う	。
		に	適
		合	す
		る	か
		ど	う
		か	の
		判	定
		を	行
		う	場
		合	
			定
			める
			額

	平方メー		
	トル未満		
	1件に		
	つき211,80		
	0円		
	(イ) (略)		(ア) (略)
	(ウ) (略)		(イ) (略)
	(エ) (略)		(ウ) (略)
	(オ) (略)		(エ) (略)
	(カ) (略)		(オ) (略)
	(キ) (略)		(カ) (略)
	(2) 建築基準		(2) 建築基準
	法上の用途		法上の用途
	が工場等		が工場等
	の		の
	み		み
	の場合、		の場合、
	次の(ア)か		次の(ア)か
	ら(キ)まで		ら(カ)まで
	に掲げる床		に掲げる床
	面積の区分		面積の区分
	に応じ、当該		に応じ、当該
	(ア)から		(ア)から
	(キ)までに		(カ)までに
	定める額		定める額
	(ア) 300		
	平方メー		
	トル未満		
	1件につ		
	き29,700円		
	(イ) (略)		(ア) (略)
	(ウ) (略)		(イ) (略)
	(エ) (略)		(ウ) (略)
	(オ) (略)		(エ) (略)
	(カ) (略)		(オ) (略)

	(キ) (略)
b 非住宅部分について基本省額	次の各号に掲げる非住宅部分の用途の区分に応じ、当該各号に定める額
令第1条第1項第1号の基準（以下この表において「モデル建物法による基準」という。）に適するかどうか	(1) 建築基準法上の用途が工場等以外の場合は、次の（ア）から（キ）までに定める額
	（ア） 300平方メートル未満
	1件につき86,800円
	（イ） (略)
	（ウ） (略)
	（エ） (略)
	（オ） (略)
	（カ） (略)
	（キ） (略)
どうかの	(2) 建築基準法上の用途

	(カ) (略)
b _____	次の各号に掲げる非住宅部分の用途の区分に応じ、当該各号に定める額
令第1条第1項第1号の基準（以下この表において「モデル建物法による基準」という。）に適するかどうか	(1) 建築基準法上の用途が工場等以外の場合は、次の（ア）から（カ）までに定める額
	（ア） (略)
	（イ） (略)
	（ウ） (略)
	（エ） (略)
	（オ） (略)
	（カ） (略)
どうかの	(2) 建築基準法上の用途

判 定 を 行 う 場 合	が工場等 <u> </u> <u> </u> の場合は、 次の(ア)か ら <u> (キ) </u> まで に掲げる床 面積の区分 に応じ、当該 (ア) から <u> (キ) </u> までに 定める額 <u> (ア) </u> 300 平方メー トル未満 1 件につ き26,200円 <u> (イ) </u> (略) <u> (ウ) </u> (略) <u> (エ) </u> (略) <u> (オ) </u> (略) <u> (カ) </u> (略) <u> (キ) </u> (略)
	c 住宅
	次の各号に掲
	げらる住宅部分
	に つの用途及び床
	い て面積の区分に
	基 準
	省 令
	第 1 条 第 1 項
	第 2 号
イ	

判 定 を 行 う 場 合	が工場等 <u> </u> <u> </u> の場合は、 次の(ア)か ら <u> (カ) </u> まで に掲げる床 面積の区分 に応じ、当該 (ア) から <u> (カ) </u> までに 定める額 _____ _____ _____ _____ <u> (ア) </u> (略) <u> (イ) </u> (略) <u> (ウ) </u> (略) <u> (エ) </u> (略) <u> (オ) </u> (略) <u> (カ) </u> (略)

(1)及び同 号口 (1)の 基準 (以下 この 表) にお いて 「標 準計 算法 によ る基 準」と い う。)に 適 合す るか どう かの 判定 を行 う場 合	(1)及 び同 号口 (1)の 基準 (以下 この 表) にお いて 「標 準計 算法 によ る基 準」と い う。)に 適 合す るか どう かの 判定 を行 う場 合	300円 (2) 一戸建て の住宅で200 平方メート ル以上 1 件につき36, 800円 (3) 共同住宅 等で300平方 メートル未 満 1 件に つき 65,200 円 (4) 共同住宅 等で300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満 1 件に つき106,100 円 (5) 共同住宅 等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満 1 件 につき177,8 00円 (6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル	
---	---	---	--

	以上 1 件 につき253,1 00円	
d 住宅	次の各号に掲	
部 分	げる住宅部分	
に つ	の用途及び床	
い て	面積の区分に	
基 準	応じ、当該各号	
省 令	に定める額	
第 1	(1) 一戸建て	
条 第	の住宅で200	
1 項	平方メート	
第 2	ル未満 1	
号 イ	件につき25,	
(2) 若	500円	
し く	(2) 一戸建て	
は 第	の住宅で200	
10 条	平方メート	
第 2	ル以上 1	
号 イ	件につき27,	
(2) 及	900円	
び 第	(3) 共同住宅	
1 条	等で300平方	
第 1	メートル未	
項 第	満 1 件に	
2 号	つき 49,200	
ロ (1)	円	
又 は	(4) 共同住宅	
同 号	等で300平方	
イ (1)	メートル以	
及 び	上2,000平方	
同 号	メートル未	

ロ(2) 満 1 件につき 若し 80,000 くは 円 第 10(5) 共同住宅 条 第 2 号 口(2) 以上5,000平方メートル の基 準(以下この表 にお (6) 共同住宅 いて 等で5,000平方 「仕 方メートル 様・計 以上 1 件 算 併 につき197,4 用法 00円 に よ る 基 準」 と い う。)に 適 合 する か ど う か の 判 定 を 行 う 場 合 e 住宅次の各号に掲			

		と い う。) に 適 合 す る か ど う か の 判 定 を 行 う 場 合	等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満 1件 につき95,00 0円 (6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1件 につき142,0 00円				
2 法 第 11 条 第 2 項 又は 法 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 変 更 後 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費	ア a	a 認定 建 築 物 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 他 の 建 築 物 の 場 合	(1) 非住宅部 分の場合は、 次の(ア)か ら(キ)まで に掲げる増 加をしよう とする床面 積の区分に 応じ、当該 (ア)から (キ)までに 定める額 (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略) (オ) (略) (カ) (略) (キ) (略)	2 法 第 12 条 第 2 項 又は 法 第 13 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 変 更 後 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費	ア 非a	a 認定 建 築 物 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 他 の 建 築 物 の 場 合	(1) 非住宅部 分の場合は、 次の(1)から (7)まで に掲げる増 加をしよう とする床面 積の区分に 応じ、当該 (1)から(7) までに 定める額 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略)

性能 確保 計画が 建築物 消費性 能基準 に適合 するか どうか の判定	(2) 住宅部分	性能 確保 計画が 建築物 消費性 能基準 に適合 するか どうか の判定
	の場合は、次の(ア)から(オ)までに掲げる住宅部分の用途及び増加をしようとする床面積の区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに定める額	
	(ア) 一戸建ての住宅 1件につき5,800円	
	(イ) 共同住宅等で300平方メートル未満 1件につき10,000円	
	(ウ) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満	

		1 件につき22,400円			
		(エ) 共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			
		1 件につき 44,600円			
		(オ) 共同住宅等で5,000平方メートル以上 1 件につき 76,400円			
b	(a)	次の各号に掲げる非住宅部分の用途の区分に応じ、当該各号に定める額	b	(a)	次の各号に掲げる非住宅部分の用途の区分に応じ、当該各号に定める額
その他の場合	に	(1) (略)	その他の場合	に	(1) (略)
	つ	(2) 建築基準法上の用途が工場等		つ	(2) 建築基準法上の用途が工場等
	い	の場合、		い	の場合、
	て	次の(ア)か		て	次の(ア)か
	標			標	
	準			準	

		<p>入 力 法 等 に よ る 基 準 に 適 合 す る か ど う か の 判 定 を 行 う 場 合</p> <p>ら (キ) ま で に 掲 げ る 増 加 を し よ う と す る 床 面 積 の 区 分 に 応 じ、当 該 (ア) か ら (キ) ま で に 定 め る 額 (ア) ~ (キ) (略)</p>			<p>入 力 法 等 に よ る 基 準 に 適 合 す る か ど う か の 判 定 を 行 う 場 合</p> <p>ら (キ) ま で に 掲 げ る 増 加 を し よ う と す る 床 面 積 の 区 分 に 応 じ、当 該 (ア) か ら (キ) ま で に 定 め る 額 (ア) ~ (キ) (略)</p>
		<p>(b) 次 の 各 号 に 掲 げ る 非 住 宅 部 分 の 用 途 の 区 分 に 応 じ、当 該 各 号 に 定 め る 額</p>			<p>(b) 次 の 各 号 に 掲 げ る 非 住 宅 部 分 の 用 途 の 区 分 に 応 じ、当 該 各 号 に 定 め る 額</p>

に(1) (略)
つ(2) 建築基準
い 法上の用途が
て 工場等のみの
モ 場合は、次の
デ (ア) から
ル (キ) までに
建 掲げる増加を
物 しようとする
法 床面積の区分
に に応じ、当該
よ (ア) から
る (キ) までに
基 定める額
準 (ア) ~ (キ)
に (略)
適
合
す
る
か
ど
う
か
の
判
定
を
行
う
場
合

___(1) (略)
___(2) 建築基準
___ 法上の用途が
___ 工場等___の
モ 場合は、次の
デ (ア) から
ル (キ) までに
建 掲げる増加を
物 しようとする
法 床面積の区分
に に応じ、当該
よ (ア) から
る (キ) までに
基 定める額
準 (ア) ~ (キ)
に (略)
適
合
す
る
か
ど
う
か
の
判
定
を
行
う
場
合

(c) 次の各号に掲げる住宅部分の用途及び増加をしようとする床面積の区分に応じ、当該各号に定める額	て(1) 一戸建て	
	標 の住宅で200	
	準 平方メートル	
	計 ル未満 1	
	算 件につき33,	
	法 300円	
	に(2) 一戸建て	
	よ の住宅で200	
	る 平方メートル	
	基 ル以上 1	
	準 件につき36,	
	に 800円	
	適(3) 共同住宅	
	合 等で300平方	
	す メートル未	
	る 満 1 件に	
か つき 65,200		
ど 円		
う(4) 共同住宅		
か 等で300平方		
の メートル以		
判 上2,000平方		
定 メートル未		
を 満 1 件に		

行 う 場 合	つき106,100 円	
	(5) 共同住宅 等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満 1件 につき177,8 00円	
	(6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1件 につき253,1 00円	
(d)	次の各号に掲 げらる住宅部分 の用途及び増 部加をしようと 分する床面積の に区分に応じ、当 つ該各号に定め いる額	
仕 様 ・ 計 算 併 用	(1) 一戸建て の住宅で200 平方メート ル未満 1 件につき25, 500円	
	(2) 一戸建て の住宅で200	

	法	平方メートル以上	1				
	に	件につき					
	よ						
	る	27,900円					
	基	(3) 共同住宅					
	準	等で300平方					
	に	メートル未					
	適	満 1 件に					
	合	つき 49,200					
	す	円					
	る	(4) 共同住宅					
	か	等で300平方					
	ど	メートル以					
	う	上2,000平方					
	か	メートル未					
	の	満 1 件に					
	判	つき 80,000					
	定	円					
	を	(5) 共同住宅					
	行	等で2,000平					
	う	方メートル					
	場	以上5,000平					
	合	方メートル					
		未満 1 件					
		につき136,3					
		00円					
		(6) 共同住宅					
		等で5,000平					
		方メートル					
		以上 1 件					
		につき197,4					
		00円					

(e) 次の各号に掲げる住宅部分の用途及び増加をしようとする床面積の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 一戸建ての住宅で200平方メートル未満 1件につき18,000円 (2) 一戸建ての住宅で200平方メートル以上 1件につき20,000円 (3) 共同住宅等で300平方メートル未満 1件につき33,000円 (4) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件に	

		う	つき 55,000				
		場	円				
		合	(5) 共同住宅				
			等で2,000平				
			方メートル				
			以上5,000平				
			方メートル				
			未満 1件				
			につき95,00				
			0円				
			(6) 共同住宅				
			等で5,000平				
			方メートル				
			以上 1件				
			につき142,0				
			00円				
イ	a	認定	(1) 非住宅部	イ	a	認定	
ア	以	建築	分の場合は、	ア	以	建築	
外	の	物消	次の(ア)か	外	の	物消	次の(1)から
場	場	費性	ら(キ)まで	場	場	費性	(6)まで
		能向	に掲げる非			能向	に掲げる
		上計	住宅部分の			上計	
		画に	床面積の区			画に	床面積の区
		係る	分に応じ、当			係る	分に応じ、当
		他の	該(ア)から			他の	該(1)から
		建築	(キ)までに			建築	(6)までに
		物の	定める額			物の	定める額
		場合	(ア) 300			場合	
			平方メー				
			トル未満				
			1件に				
			つき5,000				

<p> 卍 (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略) (オ) (略) (カ) (略) (キ) (略) </p>	<p> 一 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) </p>
<p> (2) 住宅部分 の場合は、次 の(ア)から (オ)までに 掲げる住宅 部分の用途 及び床面積 の区分に応 じ、当該(ア) から(オ)ま でに定める 額 (ア) 一戸 建ての住 宅 1件 につき2,9 00円 (イ) 共同 住宅等で 300平方メ ートル未 満 1件 につき5,0 00円 (ウ) 共同 </p>	<p> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ </p>

		住宅等で 300平方メ ートル以 上2,000平 方メート ル未満 1件に つき11,20 0円			
		(エ) 共同 住宅等で 2,000平方 メートル 以上5,000 平方メー トル未満 1件に つき22,30 0円			
		(オ) 共同 住宅等で 5,000平方 メートル 以上1 件につき 38,200円			
b	(a)	次の各号に掲 げる非住宅部 分の用途の区 分に応じ、当該 各号に定める 額	b	(a)	次の各号に掲 げる非住宅部 分の用途の区 分に応じ、当該 各号に定める 額

合 合
 つ につ
 い いて
 標 標準
 入 入力
 法 法等
 等 等に
 による
 基 基準
 準 適合
 に する
 適 かどうか
 合 かどうか
 の の
 判 判定
 定 を
 を 行う
 行 場合
 場 合

(1) 建築基準
 法上の用途
 が工場等以
 外の場合は、
 次の(ア)か
 ら(キ)まで
 に掲げる床
 面積の区分
 に応じ、当該
 (ア)から
 (キ)までに
 定める額
 (ア) 300
 平方メー
 トル未満
 1件につ
 き105,900
 円
 (イ) (略)
 (ウ) (略)
 (エ) (略)
 (オ) (略)
 (カ) (略)
 (キ) (略)

(2) 建築基準
 法上の用途
 が工場等
 の場合は、
 次の(ア)か
 ら(キ)まで
 に掲げる床
 面積の区分

合 合
 つ につ
 い いて
 標 標準
 入 入力
 法 法等
 等 等に
 による
 基 基準
 準 適合
 に する
 適 かどうか
 合 かどうか
 の の
 判 判定
 定 を
 を 行う
 行 場合
 場 合

(1) 建築基準
 法上の用途
 が工場等以
 外の場合は、
 次の(ア)か
 ら(カ)まで
 に掲げる床
 面積の区分
 に応じ、当該
 (ア)から
 (カ)までに
 定める額

 (ア) (略)
 (イ) (略)
 (ウ) (略)
 (エ) (略)
 (オ) (略)
 (カ) (略)

(2) 建築基準
 法上の用途
 が工場等
 の場合は、
 次の(ア)か
 ら(カ)まで
 に掲げる床
 面積の区分

	<p>に応じ、当該 <u>(ア)</u> から <u>(キ)</u> までに 定める額 <u>(ア)</u> 300 平方メー トル未満 1 件につき 14,900円 <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>(カ)</u> (略) <u>(キ)</u> (略)</p>		<p>に応じ、当該 <u>(ア)</u> から <u>(カ)</u> までに 定める額 _____ _____ _____ _____ <u>(ア)</u> (略) <u>(イ)</u> (略) <u>(ウ)</u> (略) <u>(エ)</u> (略) <u>(オ)</u> (略) <u>(カ)</u> (略)</p>
<p>(b) 次の各号に掲 <u>非</u>げる非住宅部 <u>住</u>分の用途の区 <u>宅</u>分に応じ、当該 <u>部</u>各号に定める <u>分</u>額 <u>に</u>(1) 建築基準 <u>つ</u>法上の用途 <u>い</u>が工場等以 <u>て</u>外の場合は、 <u>モ</u>次の<u>(ア)</u>か <u>デ</u>ら<u>(キ)</u>まで <u>ル</u>に掲げる床 <u>建</u>面積の区分 <u>物</u>に応じ、当該 <u>法</u><u>(ア)</u>から <u>に</u><u>(キ)</u>までに</p>	<p>(b) 次の各号に掲 <u>非</u>げる非住宅部 <u>住</u>分の用途の区 <u>宅</u>分に応じ、当該 <u>部</u>各号に定める <u>分</u>額 <u>に</u>(1) 建築基準 <u>つ</u>法上の用途 <u>い</u>が工場等以 <u>て</u>外の場合は、 <u>モ</u>次の<u>(ア)</u>か <u>デ</u>ら<u>(カ)</u>まで <u>ル</u>に掲げる床 <u>建</u>面積の区分 <u>物</u>に応じ、当該 <u>法</u><u>(ア)</u>から <u>に</u><u>(カ)</u>までに</p>		

よる基準に適合するかどうかどうにか
 の判定を行う場合
 定める額
(ア) 300
平方メートル未満
1件につき
43,400
円
(イ) (略)
(ウ) (略)
(エ) (略)
(オ) (略)
(カ) (略)
(キ) (略)
 (2) 建築基準法上の用途が工場等のみの場合は、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア) 300
平方メートル未満
1件につき
13,100円
(イ) (略)
(ウ) (略)

よる基準に適合するかどうかどうにか
 の判定を行う場合
 定める額

(ア) (略)
(イ) (略)
(ウ) (略)
(エ) (略)
(オ) (略)
(カ) (略)
 (2) 建築基準法上の用途が工場等_____
 _____の場合は、
 次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、当該(ア)から(カ)までに定める額

(ア) (略)
(イ) (略)

	(エ) (略)		(ウ) (略)
	(オ) (略)		(エ) (略)
	(カ) (略)		(オ) (略)
	(キ) (略)		(カ) (略)
(c)	次の各号に掲げる住宅部分の用途及び床面積の区分に応じ、当該各号に定める額		
つ	(1) 一戸建て		
い	の住宅で200		
て	平方メート		
標	ル未満 1		
準	件につき16,		
計	700円		
算	(2) 一戸建て		
法	の住宅で200		
に	平方メート		
よ	ル以上 1		
る	件につき18,		
基	400円		
準	(3) 共同住宅		
に	等で300平方		
適	メートル未		
合	満 1 件に		
す	つき 32,600		
る	円		
か	(4) 共同住宅		
ど	等で300平方		
う	メートル以		
か	上2,000平方		

の 判 定 を	メートル未 満 1 件に つき 53,100 円	
行 う 場 合	(5) 共同住宅 等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル	
	未満 1 件 につき88,90 0円	
	(6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1 件 につき126,6 00円	
(d) 次 の各号に掲 げる住宅部分 の用途及び床 面積の区分に 応じ、当該各号 に定める額		
つ い て 仕 様 ・	(1) 一戸建て の住宅で200 平方メート ル未満 1 件につき12, 800円	
計 算	(2) 一戸建て の住宅で200	

併 用 法 に よ る 基 準 に 適 合 す る か ど う か の 判 定 を 行 う 場 合	平方メー トル以上 1 件につき14, 000円	
	(3) 共同住宅 等で300平方 メートル未 満 1 件に つき 24,600 円	
	(4) 共同住宅 等で300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満 1 件に つき 40,000 円	
	(5) 共同住宅 等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満 1 件 につき68,20 0円	
	(6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1 件 につき98,70 0円	

			う(5) 共同住宅 場で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき47,500円				
			(6) 共同住宅 場で5,000平方メートル以上 1件につき71,000円				
3 法 第 11 条 第 2 項 又 は 法 第 12 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能	ア 非住宅部 分について 標準入力法 等による基 準に適合す るかどうか の判定を行 う場合	次の各号に掲 げる非住宅部 分の用途の区 分に応じ、当該 各号に定める 額 (1) 建築基準 法上の用途 が工場等以 外の場合は、 次の(ア)か ら(キ)まで に掲げる床 面積の区分 に応じ、当該 (ア)から (キ)までに 定める額		3 法 第 12 条 第 2 項 又 は 法 第 13 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能	ア _____ 標準入力法 等による基 準に適合す るかどうか の判定を行 う場合	次の各号に掲 げる非住宅部 分の用途の区 分に応じ、当該 各号に定める 額 (1) 建築基準 法上の用途 が工場等以 外の場合は、 次の(ア)か ら(カ)まで に掲げる床 面積の区分 に応じ、当該 (ア)から (カ)までに 定める額	

確保
計画の
軽微な
変更
に関する
証明書の
交付

(ア) 300
平方メー
トル未満
1件に
つき105,90
0円
(イ) (略)
(ウ) (略)
(エ) (略)
(オ) (略)
(カ) (略)
(キ) (略)
(2) 建築基準
法上の用途
が工場等
みの場合は、
次の(ア)か
ら(キ)まで
に掲げる床
面積の区分
に応じ、当該
(ア)から
(キ)までに
定める額
(ア) 300
平方メー
トル未満
1件につ
き 14,900
円
(イ) (略)
(ウ) (略)

確保
計画の
軽微な
変更
に関する
証明書の
交付

—
—
—
—
(ア) (略)
(イ) (略)
(ウ) (略)
(エ) (略)
(オ) (略)
(カ) (略)
(2) 建築基準
法上の用途
が工場等
—
—
—
—
—
—
(ア) (略)
(イ) (略)

	(エ) (略)
	(オ) (略)
	(カ) (略)
	(キ) (略)
イ 非住宅部分についてモデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	次の各号に掲げる非住宅部分の用途の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 建築基準法上の用途が工場等以外の場合は、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 1件につき43,400円 (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略) (オ) (略)

	(ウ) (略)
	(エ) (略)
	(オ) (略)
	(カ) (略)
イ _____	次の各号に掲げる非住宅部分の用途の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 建築基準法上の用途が工場等以外の場合は、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、当該(ア)から(カ)までに定める額 _____ _____ _____ _____ _____ (ア) (略) (イ) (略) (ウ) (略) (エ) (略)

	<p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(2) 建築基準法上の用途が工場等<u>み</u>の場合は、次の(ア)から<u>(キ)</u>までに掲げる床面積の区分に応じ、当該(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満</p> <p>1件につき13,100円</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) (略)</p>	
ウ 住宅部分	次の各号に掲げる住宅部分	
について標	げの用途及び床	
準計算法に	の用途及び床	
よる基準に	面積の区分に	
適合するか	応じ、当該各号	
どうかの判	に定める額	
		<p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(2) 建築基準法上の用途が工場等<u>　</u>の場合は、次の(ア)から<u>(カ)</u>までに掲げる床面積の区分に応じ、当該(ア)から<u>(カ)</u>までに定める額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) (略)</p>

定を行う場合	(1) 一戸建て の住宅で200 平方メート ル未満 1 件につき16, 700円				
	(2) 一戸建て の住宅で200 平方メート ル以上 1 件につき18, 400円				
	(3) 共同住宅 等で300平方 メートル未 満 1 件に つき 32,600 円				
	(4) 共同住宅 等で300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満 1 件に つき 53,100 円				
	(5) 共同住宅 等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満 1 件				

	につき88,900円		
	(6) 共同住宅		
	等で5,000平方メートル以上 1件		
	につき126,600円		
エ 住宅部分	次の各号に掲		
について仕	げる住宅部分		
様・計算併用	の用途及び床		
法による基	面積の区分に		
準に適合す	るかどうか		
の判定を行	う場合		
	(1) 一戸建て		
	の住宅で200		
	平方メート		
	ル未満 1		
	件につき12,		
	800円		
	(2) 一戸建て		
	の住宅で200		
	平方メート		
	ル以上 1		
	件につき14,		
	000円		
	(3) 共同住宅		
	等で300平方		
	メートル未		
	満 1件に		
	つき 24,600		
	円		

	(4) 共同住宅 等で300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満 1 件に つき 40,000 円	
	(5) 共同住宅 等で2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満 1 件 につき68,20 0円	
	(6) 共同住宅 等で5,000平 方メートル 以上 1 件 につき98,70 0円	
オ	住宅部分 について仕 様基準によ る基準に適 合するかど うかの判定 を行う場合	次の各号に掲 げる住宅部分 の用途及び床 面積の区分に 応じ、当該各号 に定める額 (1) 一戸建て の住宅で200 平方メート ル未満 1

	件につき9,000円		
	(2) 一戸建ての住宅で200平方メートル以上 1件につき10,000円		
	(3) 共同住宅等で300平方メートル未満 1件につき16,500円		
	(4) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき27,500円		
	(5) 共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき47,500円		
	(6) 共同住宅等で5,000平		

方メートル
以上 1 件
につき71,00
0円

10の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）に規定する認定申請関係

区分			金額
1	法ア計	a (略)	(略)
第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請（以下この表において	画認	b (略)	(略)
	定申		
	請前		
	に、		
	あらかじめ第三者機関が法		
	第30条第1項		
	第1号に		
	掲げる基		
	準に		
	適合して		
	いる		
	旨を		

10の7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）に規定する認定申請関係

区分			金額
1	法ア計	a (略)	(略)
第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請（以下この表において	画認	b (略)	(略)
	定申		
	請前		
	に、		
	あらかじめ第三者機関が法		
	第35条第1項		
	第1号に		
	掲げる基		
	準に		
	適合して		
	いる		
	旨を		

「計画認定申請」という。) に対する審査	証明した場合など、同号に掲げる基準に関する技術審査を省略する場合		
	イ (略)		
2 法	ア 変 a (略)	(略)	
第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上	更認 b (略)	(略)	
	申請前に、あらかじめ第三者機関が法第30条第1項		
「計画認定申請」という。) に対する審査	証明した場合など、同号に掲げる基準に関する技術審査を省略する場合		
	イ (略)		
2 法	ア 変 a (略)	(略)	
第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上	更認 b (略)	(略)	
	申請前に、あらかじめ第三者機関が法第35条第1項		

計画の変更に関する認定申請（以下この表において「変更認定申請」という。）に対する審査	第1号に掲げる基準に適合している旨を証明した場合など、同号に掲げる基準に関する技術審査を省略する場合		
	イ ア a (略)		
	以外b 当該変更認定申請に	当1件につき、次の各号に掲げる額を合算した額 (1)・(2) (略) (3) 変更認定申	
計画の変更に関する認定申請（以下この表において「変更認定申請」という。）に対する審査	第1号に掲げる基準に適合している旨を証明した場合など、同号に掲げる基準に関する技術審査を省略する場合		
	イ ア a (略)		
	以外b 当該変更認定申請に	当1件につき、次の各号に掲げる額を合算した額 (1)・(2) (略) (3) 変更認定申	

		<p>おいて、棟認定又は住戸認定及び棟認定の申請をする場合</p> <p>請に係る建築物の全部又は一部に非住宅部分があり、当該部分の評価を標準入力法等で行う場合は、次の(ア)から(キ)までに掲げる非住宅部分の面積に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1件につき128,500円</p> <p>(ウ) ~ (キ) (略)</p>			<p>おいて、棟認定又は住戸認定及び棟認定の申請をする場合</p> <p>請に係る建築物の全部又は一部に非住宅部分があり、当該部分の評価を標準入力法等で行う場合は、次の(ア)から(キ)までに掲げる非住宅部分の面積に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 1件につき128,000円</p> <p>(ウ) ~ (キ) (略)</p>
3 法第30条	ア (略)		3 法第35条	ア (略)	
第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基	イ (略)		第2項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基	イ (略)	

<p>準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合の計画認定申請に対する審査（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。）</p>		<p>準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合の計画認定申請に対する審査（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）</p>	
		<p>4 法第41条</p>	<p>ア 適 1件につき、次の 合認 各号に掲げる額 定申 を合算した額 請前 (1) 一戸建ての に、 住宅 1件に あら つき5,800円 かじ (2) 適合認定申 め第 請に係る建築 三者 物の全部又は 機関 一部に共同住 が法 宅等がある場 第41 合は、次の(ア) 条第 から(エ)まで 1項 に掲げる共同 に掲 住宅等の面積</p>

		げる	の区分に応じ、
		基準	当該（ア）から
		に適	（エ）までに定
		合し	める額。ただ
		てい	し、共用部分が
		る旨	あるときは、当
		を証	該部分の床面
		明し	積を含むもの
		た場	とする。
		合な	（ア） 300平
		ど、	方メートル
		同項	未満 1 件
		に掲	につき10,00
		げる	0円
		基準	（イ） 300平
		に関	方メートル
		する	以上2,000平
		技術	方メートル
		審査	未満 1 件
		を省	につき22,40
		略す	0円
		る場	（ウ） 2,000
		合	平方メート
			ル以上5,000
			平方メート
			ル未満 1
			件につき44,
			600円
			（エ） 5,000
			平方メート
			ル以上 1
			件につき76,

		400円
		(3) 適合認定申
		請に係る建築
		物の全部又は
		一部に非住宅
		部分がある場
		合は、次の(ア)
		から(キ)まで
		に掲げる非住
		宅部分の面積
		に応じ、当該
		(ア)から(キ)
		までに定める
		額
		(ア) 300平
		方メートル
		未満 1件
		につき10,00
		0円
		(イ) 300平
		方メートル
		以上1,000平
		方メートル
		未満 1件
		につき19,00
		0円
		(ウ) 1,000
		平方メート
		ル以上2,000
		平方メート
		ル未満 1
		件につき28,

		400円
		(エ) 2,000
		平方メートル以上5,000
		平方メートル未満 1
		件につき76,400円
		(オ) 5,000
		平方メートル以上
		10,000平方メートル未満 1件につき118,400円
		(カ) 10,000
		平方メートル以上
		25,000平方メートル未満 1件につき148,400円
		(キ) 25,000
		平方メートル以上 1
		件につき184,400円
		イ ア 1件につき、次の
		以外各号に掲げる額の場
		を合算した額

			1 項第 2 号イ
			(3) 及び同号ロ
			(3) の基準 (以下「仕様基準」という。) で行う場合は、次の
			(ア) 又は (イ)
			に掲げる一戸建ての住宅の面積に応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定める額
			(ア) 200 平方メートル未満 1 件につき 17, 200 円
			(イ) 200 平方メートル以上 1 件につき 18, 400 円
			(3) 適合認定申請に係る建築物の全部又は一部に共同住宅等があり、評価を基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及び同号ロ (1) の

			基準で行う場合は、次の(ア)から(エ)までに掲げる共同住宅等の面積の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、当該部分の床面積を含むものとする。
			(ア) 300平方メートル未満 1件につき63,400円
			(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき107,600円
			(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル

			ル未満 1
			件につき
			180,200円
			(エ) 5,000
			平方メートル
			以上 1
			件につき
			256,500円
			(4) 適合認定申請に係る建築物の全部又は一部に共同住宅等があり、評価を基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準又は仕様基準で行う場合は、次の(ア)から(エ)までに掲げる共同住宅等の面積の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額。ただし、共用部分があるときは、当該部分の評価方法にかかわらず、

			当該部分の床面積を含むものとする。
			(ア) 300平方メートル未満 1件につき31,000円
			(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 1件につき55,400円
			(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 1件につき96,800円
			(エ) 5,000平方メートル以上 1件につき144,200円
			(5) 適合認定申請に係る建築物の全部又は一部に非住宅部分があり、当

		該部分の評価
		を基準省令第
		1条第1項第
		1号口の基準
		で行う場合は、
		次の(ア)から
		(キ)までに掲
		げる非住宅部
		分の面積に応
		じ、当該(ア)
		から(キ)まで
		に定める額
		(ア) 300平
		方メートル
		未満 1件
		につき79,60
		0円
		(イ) 300平
		方メートル
		以上1,000平
		方メートル
		未満 1件
		につき102,5
		00円
		(ウ) 1,000
		平方メー
		トル以上2,000
		平方メー
		トル未満 1
		件につき
		135,200円
		(エ) 2,000

		平方メートル以上5,000
		平方メートル未満 1
		件につき
		216,300円
		(オ) 5,000
		平方メートル以上
		10,000 平方
		メートル未満 1 件に
		つき 281,100
		円
		(カ) 10,000
		平方メートル以上
		25,000 平方
		メートル未満 1 件に
		つき 336,900
		円
		(キ) 25,000
		平方メートル以上 1
		件につき
		394,600円
		(6) 適合認定申
		請に係る建築
		物の全部又は
		一部に非住宅
		部分があり、当

			該部分の評価
			を基準省令第
			1条第1項第
			1号イの基準
			で行う場合は、
			次の(ア)から
			(キ)までに掲
			げる非住宅部
			分の面積に応
			じ、当該(ア)
			から(キ)まで
			に定める額
			(ア) 300平
			方メートル
			未満 1件
			につき205,7
			00円
			(イ) 300平
			方メートル
			以上2,000平
			方メートル
			未満 1件
			につき256,9
			00円
			(ウ) 1,000
			平方メート
			ル以上2,000
			平方メート
			ル未満 1
			件につき
			334,500円
			(エ) 2,000

		平方メートル以上5,000
		平方メートル未満 1
		件につき
		475,600円
		(オ) 5,000
		平方メートル以上
		10,000 平方
		メートル未満
		1 件に
		つき 584,900
		円
		(カ) 10,000
		平方メートル以上
		25,000 平方
		メートル未満
	1 件に	
	つき 690,500	
	円	
	(キ) 25,000	
	平方メートル以上	
	1	
	件につき	
	787,200円	
11～15 (略)	11～15 (略)	

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第119号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

上組小学校に学校給食共同調理場を新たに設置することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市豊詰町227番地		
長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市高畑町883番地2	長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市高畑町883番地2
(略)		(略)	
(業務)		(業務)	
第3条 <u>長岡市上組学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市旭岡学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市中之島学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市越路学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市三島学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市与板学校給食共同調理場</u> 及び <u>長岡市川口学校給食共同調理場</u> （以下「共同調理場」という。）は、次の業務を行う。		第3条 _____ <u>長岡市旭岡学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市中之島学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市越路学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市三島学校給食共同調理場</u> 、 <u>長岡市与板学校給食共同調理場</u> 及び <u>長岡市川口学校給食共同調理場</u> （以下「共同調理場」という。）は、次の業務を行う。	
(1)～(5) (略)		(1)～(5) (略)	

(管轄)	(管轄)																		
第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。	第4条 共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場の区分</th> <th>管轄する学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長岡市上組学校給食共同調理場</td> <td>長岡市立上組小学校 長岡市立石坂小学校</td> </tr> <tr> <td>長岡市旭岡学校給食共同調理場</td> <td>長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場の区分	管轄する学校	長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市立上組小学校 長岡市立石坂小学校	長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場の区分</th> <th>管轄する学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長岡市旭岡学校給食共同調理場</td> <td>長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場の区分	管轄する学校					長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校	(略)	
共同調理場の区分	管轄する学校																		
長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市立上組小学校 長岡市立石坂小学校																		
長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校																		
(略)																			
共同調理場の区分	管轄する学校																		
長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校																		
(略)																			

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第120号

長岡市川口文化会館条例の廃止等について

長岡市川口文化会館条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和7年3月末で川口文化会館及び川口歴史民俗資料館を廃止することに伴い、
所要の改正を行うもの

長岡市川口文化会館条例の廃止等に関する条例

(長岡市川口文化会館条例の廃止)

第1条 長岡市川口文化会館条例(平成22年長岡市条例第49号)は、廃止する。

(長岡市地域資料館条例の一部改正)

第2条 長岡市地域資料館条例(平成17年長岡市条例第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 地域資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 地域資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市川口歴史民俗資料館	長岡市東川口1979番地128

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第121号

長岡市体育館条例の一部改正について

長岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

栃尾体育館のトレーニングルームについて、使用料を定めるもの

長岡市体育館条例の一部を改正する条例

長岡市体育館条例(平成元年長岡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後					改正前					
別表第15(第5条、第15条関係) 長岡市栃尾体育館使用料 ア 専用使用 (略) イ 個人使用					別表第15(第5条、第15条関係) 長岡市栃尾体育館使用料 _____ (略) _____					
区分	種類	使用料				_____	_____	_____	_____	_____
		1回	3箇 月会 員	半年 会員	年間 会員					
ト	大人	円	円	円	円	_____	_____	_____	_____	_____
レ		250	3,000	5,000	8,100	_____	_____	_____	_____	_____
一	高齢者	200	1,800	3,000	5,300	_____	_____	_____	_____	_____
ニ	障害者					_____	_____	_____	_____	_____
ン	介助者					_____	_____	_____	_____	_____
グ	高校生					_____	_____	_____	_____	_____
ル	中学生	150	1,000	1,800	3,000	_____	_____	_____	_____	_____
一						_____	_____	_____	_____	_____
ム						_____	_____	_____	_____	_____
備考					_____					
1 小学生以下の者は、トレーニングルームは使用できないもの					_____					

<p>とする。</p>	<p>_____</p>
<p>2 「高齢者」とは、満65歳以上の者をいう。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者で、中学生、小学生及び就学前の者以外のものをいう。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>4 「介助者」とは、第1種身体障害者等が長岡市栃尾体育館を使用する場合において、当該第1種身体障害者等の介助を行う者（第1種身体障害者等1人につき1人とする。）をいう。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第122号

長岡市市民野外活動施設条例の一部改正について

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和7年3月末で塩谷運動広場を廃止することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例

長岡市市民野外活動施設条例（昭和62年長岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長岡市吉水運動広場</td> <td>長岡市上檜出303番地</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black;"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		長岡市吉水運動広場	長岡市上檜出303番地					<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>長岡市吉水運動広場</td> <td>長岡市上檜出303番地</td> </tr> <tr> <td>長岡市塩谷運動広場</td> <td>長岡市上塩3845番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		長岡市吉水運動広場	長岡市上檜出303番地	長岡市塩谷運動広場	長岡市上塩3845番地
名称	位置																		
(略)																			
長岡市吉水運動広場	長岡市上檜出303番地																		
名称	位置																		
(略)																			
長岡市吉水運動広場	長岡市上檜出303番地																		
長岡市塩谷運動広場	長岡市上塩3845番地																		
(施設)	(施設)																		
第3条 長岡市東山ファミリーランド（以下「東山ファミリーランド」という。）、長岡市八方台いこいの森（以下「八方台いこいの森」という。）、長岡市乙吉運動広場（以下「乙吉運動広場」という。）、長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設（以下「信濃リバーサイドパーク」	第3条 長岡市東山ファミリーランド（以下「東山ファミリーランド」という。）、長岡市八方台いこいの森（以下「八方台いこいの森」という。）、長岡市乙吉運動広場（以下「乙吉運動広場」という。）、長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設（以下「信濃リバーサイドパーク」																		

という。)、長岡市三島運動広場(以下「三島運動広場」という。)、長岡市成出運動広場(以下「成出運動広場」という。)、長岡市山古志運動広場(以下「山古志運動広場」という。)、長岡市大河津地区運動広場(以下「大河津地区運動広場」という。)、長岡市郷本地区運動広場(以下「郷本地区運動広場」という。)及び長岡市吉水運動広場(以下「吉水運動広場」という。)_____
_____(以下「野外活動施設」と総称する。)に次の施設を設置する。

名称	施設
(略)	
吉水運動広場	多目的広場、ゲートボール場及び照明施設
<u>_____</u>	<u>_____</u>

(使用の許可)

第4条 乙吉運動広場の多目的球場、信濃リバーサイドパーク、三島運動広場、成出運動広場、山古志運動広場、大河津地区運動広場、郷本地区運動広場及び吉水運動広場
_____を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(指定管理者による管理)

という。)、長岡市三島運動広場(以下「三島運動広場」という。)、長岡市成出運動広場(以下「成出運動広場」という。)、長岡市山古志運動広場(以下「山古志運動広場」という。)、長岡市大河津地区運動広場(以下「大河津地区運動広場」という。)、長岡市郷本地区運動広場(以下「郷本地区運動広場」という。)、長岡市吉水運動広場(以下「吉水運動広場」という。)及び
長岡市塩谷運動広場(以下「塩谷運動広場」という。)(以下「野外活動施設」と総称する。)に次の施設を設置する。

名称	施設
(略)	
吉水運動広場	多目的広場、ゲートボール場及び照明施設
<u>塩谷運動広場</u>	<u>野球場</u>

(使用の許可)

第4条 乙吉運動広場の多目的球場、信濃リバーサイドパーク、三島運動広場、成出運動広場、山古志運動広場、大河津地区運動広場、郷本地区運動広場、吉水運動広場及び塩谷運動広場
_____を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、東山ファミリーランド、八方台いこいの森、乙吉運動広場、信濃リバーサイドパーク、成出運動広場及び吉水運動広場

_____（以下「東山ファミリーランド等」という。）の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 東山ファミリーランド等_____の利用料金に関する業務

(4)～(6) (略)

第12条 市長は、東山ファミリーランド、八方台いこいの森、乙吉運動広場、信濃リバーサイドパーク、成出運動広場、吉水運動広場及び塩谷運動広場

_____（以下「東山ファミリーランド等」という。）の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 東山ファミリーランド等（塩谷運動広場を除く。）の利用料金に関する業務

(4)～(6) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第123号

長岡市立学校体育施設開放条例の一部改正について

長岡市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和7年3月末で大島中学校及び山古志中学校のグラウンド夜間照明施設の開放を取りやめることに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

長岡市立学校体育施設開放条例（昭和59年長岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（有料施設）</p> <p>第4条 開放施設のうち、有料で使用する施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>長岡市立関原中学校グラウンド夜間照明施設</u></p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p style="text-align: center;">（使用の不許可）</p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) スポーツ及びレクリエーション以外の目的で有料施設_____</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>	<p style="text-align: center;">（有料施設）</p> <p>第4条 開放施設のうち、有料で使用する施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>長岡市立大島中学校グラウンド夜間照明施設</u></p> <p>(4) <u>長岡市立関原中学校グラウンド夜間照明施設</u></p> <p>(5) <u>長岡市立山古志中学校グラウンド夜間照明施設</u></p> <p style="text-align: center;">（使用の不許可）</p> <p>第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設の使用を許可しない。</p> <p>(1) スポーツ及びレクリエーション以外の目的で有料施設<u>（長岡市立山古志中学校グラウンド夜間照</u></p>

_____を使用しようとするとき。

(2)・(3) (略)

別表 (第7条関係)

施設名	使用時間	区分	単位	使用料
長岡市立北中学校グラウンド夜間照明施設、長岡市立宮内中学校グラウンド夜間照明施設	(略)			
及び				
長岡市立関原中学校グラウンド夜				

明施設を除く。)を使用しようとするとき。

(2)・(3) (略)

別表 (第7条関係)

施設名	使用時間	区分	単位	使用料
長岡市立北中学校グラウンド夜間照明施設、長岡市立宮内中学校グラウンド夜間照明施設、長岡市立大島中学校グラウンド夜間照明施設及び	(略)			
長岡市立関原中学校グラウンド夜				

<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 15%;">間照明施設</td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	間照明施設																																																												<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 15%;">間照明施設</td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;"></td></tr> <tr><td>長岡市</td><td>午後7</td><td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td><td>1時</td><td>1,10</td></tr> <tr><td>立山古</td><td>時から</td><td>間に</td><td>0円</td></tr> <tr><td>志中学</td><td>午後10</td><td>つき</td><td></td></tr> <tr><td>校グラ</td><td>時まで</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ウンド</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>夜間照</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>明施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>長岡市立山古志中学校グラウンド夜間照明施設の使用料の算定に当たっては、1時間に満たない時間は1時間として計算し、その使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u></p>	間照明施設						長岡市	午後7	/	1時	1,10	立山古	時から	間に	0円	志中学	午後10	つき		校グラ	時まで			ウンド					夜間照					明施設				
間照明施設																																																																																																			
間照明施設																																																																																																			
長岡市	午後7	/	1時	1,10																																																																																															
立山古	時から		間に	0円																																																																																															
志中学	午後10		つき																																																																																																
校グラ	時まで																																																																																																		
ウンド																																																																																																			
夜間照																																																																																																			
明施設																																																																																																			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第124号

長岡市老人憩いの家条例の一部改正について

長岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和7年3月末でさくらの家、日枝の里及びはすはな荘を廃止することに伴い、
所要の改正を行うもの

長岡市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

長岡市老人憩いの家条例（平成17年長岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 老人憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 老人憩いの家の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"> </td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"> </td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">夕映荘</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">長岡市寺泊金山170番地3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"> </td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			夕映荘	長岡市寺泊金山170番地3			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">さくらの家</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">長岡市信条東221番地</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">日枝の里</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">長岡市中之島中条2919番地</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">夕映荘</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">長岡市寺泊金山170番地3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">はすはな荘</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">長岡市中之島6104番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	さくらの家	長岡市信条東221番地	日枝の里	長岡市中之島中条2919番地	夕映荘	長岡市寺泊金山170番地3	はすはな荘	長岡市中之島6104番地1
名称	位置																		
夕映荘	長岡市寺泊金山170番地3																		
名称	位置																		
さくらの家	長岡市信条東221番地																		
日枝の里	長岡市中之島中条2919番地																		
夕映荘	長岡市寺泊金山170番地3																		
はすはな荘	長岡市中之島6104番地1																		
(使用対象者)	(使用対象者)																		
第3条 夕映荘 _____ (以下「憩いの家」という _____。) を使用することができる者(以下「使用対象者」という。)は、市内に居住する65歳以上の者とする。ただし、使用対象者の使用を妨げないときは、使用対象者以外の	第3条 さくらの家、日枝の里、夕映荘及びはすはな荘(以下「憩いの家」と総称する。) を使用することができる者(以下「使用対象者」という。)は、市内に居住する65歳以上の者とする。ただし、使用対象者の使用を妨げないときは、使用対象者以外の																		

者も使用することができる。

者も使用することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第125号

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準に関する条例の一部改正について

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、職員の配置基準について所要の改正を行うもの

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準に関する条例の一部を改正する条例

長岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準に関する条例（平成26年長岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（<u>省令第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切かつ公正中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員の員数に関する基準)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（<u>省令第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切かつ公正中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員の員数に関する基準)</p> <p>第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、<u>次の各号に掲げる職種に応じ、当該各号に定める員数とする。</u></p>

勤換算法（省令第140条の66第1号イに規定する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、協議会において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、別表に定めるとおりとすることができる。

- (1) 第1項に規定する基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があること。
- (2) 地理的条件その他の条件を勘

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、協議会において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、別表に定めるとおりとすることができる。

- (1) 前項に規定する基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があること。
- (2) 地理的条件その他の条件を勘

案して第1項に規定する単位に満たない特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であること。

4 前3項の規定は、これらの規定により配置すべき職員の員数を超えて職員を配置することを妨げない。

案して前項に規定する単位に満たない特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であること。

3 前2項の規定は、これらの規定により配置すべき職員の員数を超えて職員を配置することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

長岡市水道条例等の一部改正について

長岡市水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者等の資格要件について所要の改正を行うもの

長岡市水道条例等の一部を改正する条例
 (長岡市水道条例の一部改正)

第1条 長岡市水道条例(平成10年長岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第17条の2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第17条の2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道 _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____</p>

(2) 学校教育法に規定する大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 _____ を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(3) 学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に規定する専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法に規定する高等学

(2) 学校教育法に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

(3) 学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学の前期課程を含む。）又は _____ 高等専門学校 _____

_____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に規定する専門職大学の前期課程にあっては、修了した後 _____ ）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

(4) 学校教育法に規定する高等学

校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上

校又は 中等教育学校

において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の

の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで

に規定する課程に相当する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2

実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの_____

項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

2 簡易水道事業（小規模水道事業を含む。）の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従

2 簡易水道事業（小規模水道事業を含む。）の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」

事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号

の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第17条の3 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同項第3号に規定する学校を

(水道技術管理者の資格)

第17条の3 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項に規定する資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目

_____ を修めて卒業した後（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同項第3号に規定する学校を

卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に規定する専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程

卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に規定する専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあつては7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程

度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 簡易水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、

度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

2 簡易水道については、前項第1号中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」

_____と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、

<p>「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」 _____ _____ _____とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
---	---

(長岡市水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市水道条例の一部を改正する条例（平成31年長岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成31年4月1日以前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の長岡市水道条例（以下「新条例」という。）<u>第17条の2第1項第10号及び第17条の3第1項第7号</u>の適用については、同法第4条第1項の規定によ</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成31年4月1日以前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の長岡市水道条例（以下「新条例」という。）<u>第17条の2第1項第8号</u> _____の適用については、同法第4条第1項の規定によ</p>

る第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。 3・4 (略)	る第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。 3・4 (略)
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第127号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
三島426号線	吉崎字飯田969番地先		3.0	図1 ア～イ
	脇野町字谷地868番1地先		8.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	宮内24号線	今井町字橋西447番1地先		3.5~9.2	図2 ア~イ
		大宮町字堤外150番3地先		458.9	
新	宮内24号線	今井三丁目144番3地先		3.5~20.1	図2 ウ~イ (308.0m延長)
		大宮町字堤外150番3地先		766.9	
旧	寺泊32号線	寺泊二ノ関2236番1地先		1.9~24.5	図5 ア~イ
		寺泊吉字分ヶ田203番1地先		8,094.7	
新	寺泊32号線	寺泊二ノ関2236番1地先		3.3~21.2	図5 ア~ウ (1,339.7m廃止)
		寺泊引岡字五々穴794番地先		6,755.0	
旧	寺泊175号線	寺泊引岡字雨乞山1368番4地先		5.0~19.0	図6 ア~イ
		寺泊引岡字信安166番3地先		1,426.7	
新	寺泊175号線	寺泊引岡字雨乞山1368番4地先		5.0~25.2	図6 ア~ウ (59.0m認定)
		寺泊引岡字信安223番2地先		1,485.7	
旧	寺泊176号線	寺泊引岡字五々穴799番1地先		3.5~13.8	図5 エ~オ
		寺泊引岡字信安223番1地先		1,528.9	
新	寺泊176号線	寺泊引岡字五々穴799番1地先		4.4~24.5	図5 エ~イ (830.0m認定)
		寺泊吉字分ヶ田203番1地先		2,358.9	
旧	寺泊188号線	寺泊引岡字五々穴794番地先		2.7~9.7	図6 エ~オ
		寺泊戸崎字土手下71番地先		1,273.9	
新	寺泊188号線	寺泊引岡字五々穴794番地先		3.0~9.7	図6 エ~カ (281.9m廃止)
		寺泊戸崎字土手下40番1地先		992.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊210号線	寺泊戸崎字大道上356番地先		2.5~4.0	図6 キ~ク
		寺泊戸崎字大道下400番地先		779.2	
新	寺泊210号線	寺泊戸崎字大道上356番地先		2.5~4.0	図6 キ~ケ (140.0m廃止)
		寺泊戸崎字大道下412番地先		639.2	
旧	寺泊211号線	寺泊戸崎字大道上330番地先		2.7~4.2	図6 コ~サ
		寺泊戸崎字大道下488番地先		687.3	
新	寺泊211号線	寺泊戸崎字大道上330番地先		2.7~3.7	図6 コ~シ (230.0m廃止)
		寺泊戸崎字大道下456番地先		457.3	
旧	寺泊231号線	寺泊大地字五十刈93番地先		2.2~6.3	図4 ア~イ
		寺泊大地字下割596番地先		709.0	
新	寺泊231号線	寺泊大地字五十刈93番地先		2.2~4.0	図4 ア~ウ (285.0m廃止)
		寺泊大地字中使面1096番3地先		424.0	
旧	寺泊233号線	寺泊大地字中使面409番2地先		2.2~6.0	図4 エ~オ
		寺泊京ケ入字居前33番1地先		637.1	
新	寺泊233号線	寺泊京ケ入字居前189番地先		3.0~5.0	図4 カ~キ (228.1m廃止)
		寺泊京ケ入字居前211番1地先		409.0	
旧	寺泊245号線	寺泊京ケ入字居前84番地先		3.2~7.6	図7 ア~イ
		寺泊京ケ入字宮ノ下396番1地先		258.9	
新	寺泊245号線	寺泊京ケ入字居前84番地先		3.2~7.6	図7 ア~ウ (221.0m認定)
		寺泊京ケ入字居前79番1地先		479.9	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊247号線	寺泊京ケ入字居前84番地先		3.6~19.5	図7 ウ~エ
		寺泊中曽根字上浜割516番地先		1,825.1	
新	寺泊247号線	寺泊当新田字中沢818番地先		4.3~19.5	図7 オ~エ (1,807.1m廃止)
		寺泊中曽根字上浜割516番地先		18.0	
旧	寺泊254号線	寺泊本山字舞台島228番3地先		2.3~12.5	図4 ク~ケ
		寺泊京ケ入字居前327番地先		580.0	
新	寺泊254号線	寺泊本山字舞台島228番3地先		2.3~12.5	図4 ク~コ (342.0m廃止)
		寺泊本弁字居村前239番地先		238.0	
旧	寺泊255号線	寺泊本弁字居村前300番地先		3.0~5.5	図4 サ~シ
		寺泊京ケ入字居前282番1地先		350.6	
新	寺泊255号線	寺泊京ケ入字居前280番地先		3.0~4.8	図4 ス~シ (323.6m廃止)
		寺泊京ケ入字居前282番1地先		27.0	
旧	寺泊256号線	寺泊本山字居村前607番地先		1.9~3.2	図7 カ~キ
		寺泊本弁字居村前175番地先		231.3	
新	寺泊256号線	寺泊本山字居村前607番地先		1.9~3.6	図7 カ~ク (203.3m廃止)
		寺泊本山字七十歩132番地先		28.0	
旧	寺泊260号線	寺泊本山字居村前694番1地先		3.6~5.7	図7 ケ~コ
		寺泊当新田字半出し642番地先		1,307.3	
新	寺泊260号線	寺泊本山字居村前694番1地先		3.6~5.0	図7 ケ~サ (1,028.3m廃止)
		寺泊本弁字居村前22番地先		279.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊261号線	寺泊本弁字居村前337番地先		2.5～5.5	図7 シ～ス
		寺泊当新田字八反割1745番地先		691.9	
新	寺泊261号線	寺泊本弁字居村前337番地先		2.7～5.2	図7 シ～セ (655.9m廃止)
		寺泊本弁字居村前7番地先		36.0	
旧	寺泊262号線	寺泊本弁字居村前373番地先		2.5～5.2	図7 ソ～タ
		寺泊川崎字八反割古田269番地先		737.7	
新	寺泊262号線	寺泊本弁字居村前373番地先		2.5～5.2	図7 ソ～チ (709.7m廃止)
		寺泊本弁字居村前663番1地先		28.0	
旧	寺泊265号線	寺泊戸崎字切替512番1地先		2.4～5.3	図7 ツ～テ
		寺泊川崎字居村中126番1地先		159.2	
新	寺泊265号線	寺泊川崎字居村中127番1地先		2.4～3.5	図7 ト～テ (127.2m廃止)
		寺泊川崎字居村中126番1地先		32.0	
旧	寺泊269号線	寺泊下曾根字古開338番地先		2.2～4.2	図7 ナ～ニ
		寺泊下曾根字居下128番地先		664.2	
新	寺泊269号線	寺泊下曾根字古開300番地先		2.2～5.2	図7 ヌ～ニ (132.0m認定)
		寺泊下曾根字居下128番地先		796.2	
旧	寺泊274号線	寺泊下曾根字小潟12番地先		3.0～9.8	図7 ネ～ノ
		寺泊下曾根字小潟20番地先		271.3	
新	寺泊274号線	寺泊下曾根字小潟774番地先		3.0～6.0	図7 ハ～ノ (201.3m廃止)
		寺泊下曾根字小潟20番地先		70.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊279号線	寺泊中曾根字上向368番1地先		2.5~4.3	図8 ア~イ
		寺泊当新田字中曾根浦338番1地先		427.9	
新	寺泊279号線	寺泊中曾根字上向368番1地先		2.5~8.0	図8 ア~ウ (377.9m廃止)
		寺泊中曾根字中浜37番地先		50.0	
旧	寺泊280号線	寺泊中曾根字中浜49番地先		3.4~6.0	図8 エ~オ
		寺泊中曾根字中浜41番地先		94.9	
新	寺泊280号線	寺泊中曾根字中浜49番地先		4.0~6.0	図8 エ~カ (41.9m廃止)
		寺泊中曾根字中浜49番地先		53.0	
旧	寺泊282号線	寺泊中曾根字中浜367番1地先		2.8~6.1	図8 キ~ク
		寺泊中曾根字中浜362番地先		83.1	
新	寺泊282号線	寺泊中曾根字中浜367番1地先		2.8~5.0	図8 キ~ケ (29.1m廃止)
		寺泊中曾根字中浜364番地先		54.0	
旧	寺泊288号線	寺泊蛇塚字居村浦138番地先		2.7~7.0	図7 ヒ~フ
		寺泊蛇塚字居前234番2地先		542.9	
新	寺泊288号線	寺泊蛇塚字居村浦517番地先		2.7~4.2	図7 ヘ~フ (389.9m廃止)
		寺泊蛇塚字居前234番2地先		153.0	
旧	寺泊292号線	寺泊川崎字居村前82番1地先		3.5~9.3	図7 ホ~マ
		寺泊当新田字八反割1634番2地先		1,605.3	
新	寺泊292号線	寺泊戸崎字切替519番地先		5.0~9.3	図7 ミ~ム (344.7m認定)
		寺泊当新田字山下1042番1地先		1,950.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊294号線	寺泊当新田字山下1042番1地先		2.1~3.7	図7 メ~モ
		寺泊当新田字遠矢ヶ崎71番地先		62.9	
新	寺泊294号線	寺泊当新田字山下1042番1地先		2.1~5.4	図7 メ~マ (39.7m認定)
		寺泊当新田字八反割1634番2地先		102.6	
旧	寺泊300号線	寺泊下曾根字外畑189番地先		3.1~12.6	図7 ヤ~ユ
		寺泊当新田字中沢816番1地先		1,012.5	
新	寺泊300号線	寺泊当新田字中沢814番2地先		5.1~22.0	図7 ヨ~ユ (950.5m廃止)
		寺泊当新田字中沢816番1地先		62.0	
旧	寺泊335号線	寺泊夏戸字川西763番1地先		3.2~5.6	図9 ア~イ
		寺泊夏戸字川西746番地先		102.1	
新	寺泊335号線	寺泊夏戸字川西763番1地先		2.7~3.0	図9 ア~ウ (84.1m廃止)
		寺泊夏戸字川西764番1地先		18.0	
旧	寺泊339号線	寺泊夏戸字川西670番地先		2.0~4.6	図9 エ~オ
		寺泊夏戸字川西713番地先		247.7	
新	寺泊339号線	寺泊夏戸字川西709番1地先		2.0~3.2	図9 カ~オ (172.7m廃止)
		寺泊夏戸字川西713番		75.0	
旧	寺泊341号線	寺泊夏戸字川西807番1地先		2.0~3.9	図9 キ~ク
		寺泊夏戸字川西834番地先		246.6	
新	寺泊341号線	寺泊夏戸字川西807番1地先		2.5~5.8	図9 キ~ケ (176.6m廃止)
		寺泊夏戸字川西825番地先		70.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊343号線	寺泊夏戸字川西799番1地先		2.3~8.3	図9 コ~サ
		寺泊夏戸字吉竹2358番1地先		1,748.0	
新	寺泊343号線	寺泊夏戸字吉竹2182番地先		2.8~10.3	図9 シ~サ (1,518.0m廃止)
		寺泊夏戸字吉竹2358番1地先		230.0	
旧	寺泊354号線	寺泊夏戸字吉竹2741番1地先		2.3~5.7	図9 ス~セ
		寺泊夏戸字吉竹2275番地先		122.3	
新	寺泊354号線	寺泊夏戸字吉竹2741番1地先		2.7~5.7	図9 ス~ソ (59.3m廃止)
		寺泊夏戸字吉竹2276番地先		63.0	
旧	寺泊364号線	寺泊年友字中村537番1地先		2.1~5.5	図3 ア~イ
		寺泊年友字竹ノ沢328番地先		213.8	
新	寺泊364号線	寺泊年友字竹ノ沢321番3地先		2.1~7.4	図3 ウ~イ (88.8m廃止)
		寺泊年友字竹ノ沢328番地先		125.0	
旧	寺泊365号線	寺泊年友字中村1457番1地先		2.0~5.1	図3 エ~オ
		寺泊年友字竹ノ沢312番地先		269.9	
新	寺泊365号線	寺泊年友字竹ノ沢309番2地先		2.0~5.1	図3 カ~オ (204.9m廃止)
		寺泊年友字竹ノ沢312番地先		65.0	
旧	寺泊368号線	寺泊年友字竹ノ沢247番1地先		2.0~9.1	図3 キ~ク
		寺泊年友字中村610番地先		167.9	
新	寺泊368号線	寺泊年友字竹ノ沢247番1地先		3.0~9.1	図3 キ~ケ (112.9m廃止)
		寺泊年友字竹ノ沢243番2地先		55.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊371号線	寺泊年友字竹ノ沢231番1地先		2.0~6.7	図3 コ~サ
		寺泊年友字外谷地15番地先		148.3	
新	寺泊371号線	寺泊年友字外谷地12番地先		2.0~6.7	図3 シ~サ (28.3m廃止)
		寺泊年友字外谷地15番地先		120.0	
旧	寺泊455号線	寺泊新長字居敷添398番8地先		2.8~9.0	図8 コ~サ
		寺泊新長字屋敷添387番地先		695.6	
新	寺泊455号線	寺泊新長字屋敷田390番2地先		2.8~9.0	図8 シ~サ (64.0m認定)
		寺泊新長字屋敷添387番地先		759.6	
旧	寺泊458号線	寺泊新長字屋敷田393番1地先		2.5~4.5	図8 ス~セ
		寺泊小豆曾根字草薙280番地先		305.1	
新	寺泊458号線	寺泊小豆曾根字草薙152番地先		2.5~3.2	図8 ソ~セ (252.1m廃止)
		寺泊小豆曾根字草薙280番地先		53.0	
旧	寺泊460号線	寺泊新長字草薙154番地先		2.2~8.0	図8 タ~チ
		寺泊新長字屋敷添411番地先		200.2	
新	寺泊460号線	寺泊新長字屋敷添382番1地先		2.2~8.0	図8 ツ~チ (69.2m廃止)
		寺泊新長字屋敷添411番地先		131.0	
旧	寺泊461号線	寺泊新長字屋敷添407番地先		2.2~28.5	図8 テ~ト
		寺泊新長字三番割997番地先		680.0	
新	寺泊461号線	寺泊新長字屋敷添407番地先		2.2~3.5	図8 テ~ナ (624.0m廃止)
		寺泊新長字屋敷添405番地先		56.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	寺泊464号線	寺泊新長字苗代538番地先		2.5~8.0	図8 二~ヌ
		寺泊新長字諏訪山180番1地先		1,112.0	
新	寺泊464号線	寺泊新長字苗代538番地先		3.5~8.0	図8 二~ネ (671.0m廃止)
		寺泊新長字三番割1043番2地先		441.0	
旧	寺泊465号線	寺泊新長字二番割942番1地先		3.5~8.8	図8 ノ~ハ
		寺泊小豆曾根字諏訪前239番地先		645.5	
新	寺泊465号線	寺泊新長字諏訪山180番2地先		3.5~11.1	図8 ヒ~ハ (380.5m廃止)
		寺泊小豆曾根字諏訪前239番地先		265.0	

廃 止 調 査 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
寺泊177号線	寺泊引岡字山崎216番地先		2.9~5.4	図12
	寺泊引岡字山崎269番地先		102.0	
寺泊178号線	寺泊引岡字山崎425番1地先		3.8~5.0	図12
	寺泊引岡字山崎433番地先		151.3	
寺泊180号線	寺泊引岡字山崎465番地先		2.7~3.9	図12
	寺泊引岡字山崎481番地先		211.7	
寺泊181号線	寺泊引岡字山崎491番地先		3.2~6.1	図12
	寺泊引岡字山崎503番地先		113.0	
寺泊183号線	寺泊引岡字山崎523番地先		2.8~11.5	図12
	寺泊引岡字山崎540番1地先		244.6	
寺泊184号線	寺泊引岡字山崎586番1地先		2.3~10.6	図12
	寺泊引岡字五々穴606番1地先		187.0	
寺泊185号線	寺泊引岡字五々穴628番地先		4.0~6.6	図12
	寺泊引岡字五々穴684番3地先		96.6	
寺泊186号線	寺泊引岡字大淵869番地先		2.7~2.8	図12
	寺泊戸崎字大道上276番地先		125.1	
寺泊187号線	寺泊引岡字大淵851番1地先		2.8~6.2	図12
	寺泊引岡字大淵858番地先		136.8	
寺泊189号線	寺泊引岡字大淵833番地先		2.1~3.0	図12
	寺泊引岡字大淵843番地先		139.5	

廃 止 調 査 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
寺泊190号線	寺泊引岡字大淵805番地先		3.1~4.4	図12
	寺泊引岡字大淵801番地先		250.3	
寺泊192号線	寺泊引岡字山崎583番地先		9.9~28.2	図12
	寺泊引岡字山崎574番1地先		194.8	
寺泊196号線	寺泊戸崎字土手下6番地先		2.7~3.8	図12
	寺泊戸崎字土手下12番1地先		90.5	
寺泊197号線	寺泊戸崎字土手下17番地先		2.4~2.7	図12
	寺泊戸崎字土手下22番1地先		79.8	
寺泊202号線	寺泊戸崎字舟山214番地先		3.0	図12
	寺泊戸崎字舟山196番地先		82.7	
寺泊203号線	寺泊戸崎字土手下35番地先		2.2~3.8	図12
	寺泊戸崎字土手下48番1地先		159.1	
寺泊204号線	寺泊戸崎字土手下40番1地先		3.4~4.5	図12
	寺泊戸崎字土手下88番地先		261.8	
寺泊205号線	寺泊戸崎字舟山261番地先		2.7~4.2	図12
	寺泊戸崎字土手下99番2地先		468.6	
寺泊232号線	寺泊大地字中使面407番地先		2.5~3.7	図10
	寺泊大地字五十刈98番地先		119.6	
寺泊234号線	寺泊京ヶ入字居前210番地先		2.2~5.8	図10
	寺泊大地字下割599番地先		335.3	

廃 止 調 査 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
寺泊237号線	寺泊箕輪9225番6地先		2.3~4.0	図10
	寺泊本弁字居村前543番地先		430.0	
寺泊238号線	寺泊箕輪9214番1地先		2.5~4.5	図10
	寺泊箕輪9216番4地先		319.2	
寺泊248号線	寺泊当新田字弁天様前1230番地先		3.0~4.0	図10
	寺泊京ヶ入字宮ノ下540番地先		690.0	
寺泊257号線	寺泊当新田字弁天様前1266番地先		2.5~6.9	図10
	寺泊京ヶ入字宮ノ下366番地先		334.7	
寺泊258号線	寺泊本弁字居村前168番地先		2.5~6.5	図10
	寺泊当新田字弁天様前1229番地先		502.5	
寺泊259号線	寺泊本弁字居村前101番地先		2.7~10.1	図11
	寺泊中曾根字上辻下527番地先		1,341.3	
寺泊277号線	寺泊中曾根字中浜13番地先		3.0~5.0	図11
	寺泊蛇塚字居村浦83番地先		637.7	
寺泊278号線	寺泊蛇塚字居村浦131番地先		3.2~4.3	図11
	寺泊当新田字中曾根浦388番1地先		608.5	
寺泊281号線	寺泊中曾根字下浜割433番地先		4.0~9.0	図11
	寺泊当新田字中曾根浦263番地先		404.0	
寺泊287号線	寺泊蛇塚字居村浦155番地先		2.3~4.0	図11
	寺泊蛇塚字居村浦509番地先		349.8	

廃 止 調 査 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
寺泊293号線	寺泊当新田字弁天様前1377番地先		4.0~5.3	図10
	寺泊当新田字山下1068番1地先		571.8	
寺泊295号線	寺泊当新田字反割84番地先		5.0	図11
	寺泊当新田字反割180番地先		115.3	
寺泊296号線	寺泊当新田字反割166番地先		3.6~5.0	図11
	寺泊当新田字山下989番地先		169.9	
寺泊297号線	寺泊当新田字反割212番地先		2.4~3.6	図11
	寺泊当新田字反割182番地先		317.7	
寺泊298号線	寺泊当新田字反割245番地先		4.5~6.0	図11
	寺泊当新田字反割233番2地先		206.0	
寺泊299号線	寺泊下曾根字古開265番地先		2.6~4.1	図11
	寺泊当新田字六反割874番地先		839.2	
寺泊301号線	寺泊下曾根字古開337番地先		3.5~5.0	図11
	寺泊当新田字中沢762番1地先		724.2	
寺泊302号線	寺泊当新田字半出し670番地先		1.8~3.2	図11
	寺泊当新田字半出し661番地先		140.2	
寺泊336号線	寺泊夏戸字川西728番地先		3.6~4.4	図13
	寺泊夏戸字川西749番1地先		158.6	
寺泊340号線	寺泊夏戸字川西650番地先		2.0~4.6	図13
	寺泊夏戸字川西716番地先		247.7	

廃 止 調 査 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
寺泊342号線	寺泊夏戸字川西836番地先		1.8~3.9	図 13
	寺泊夏戸字川西865番地先		168.0	
寺泊344号線	寺泊夏戸字川西896番地先		3.7~4.6	図 13
	寺泊夏戸字川西892番地先		170.6	
寺泊345号線	寺泊夏戸字川西915番地先		2.5~6.6	図 13
	寺泊夏戸字川西914番地先		164.2	
寺泊346号線	寺泊大和田字吉竹210番地先		3.3~6.0	図 13
	寺泊大和田字吉竹180番地先		113.0	
寺泊347号線	寺泊夏戸字川西2806番 1 地先		2.0~4.0	図 13
	寺泊夏戸字川西1620番 2 地先		549.1	
寺泊349号線	寺泊大和田字吉竹155番地先		2.1~4.7	図 13
	寺泊大和田字吉竹131番地先		97.9	
寺泊351号線	寺泊大和田字吉竹87番 1 地先		2.0~6.1	図 13
	寺泊夏戸字吉竹1955番地先		191.1	
寺泊366号線	寺泊年友字中村584番 1 地先		3.4~6.3	図 3 ス~セ
	寺泊年友字中村576番 1 地先		168.6	
寺泊367号線	寺泊年友字中村584番 1 地先		1.5~4.3	図 3 ソ~タ
	寺泊年友字竹ノ沢231番 1 地先		512.1	
寺泊369号線	寺泊年友字中村614番地先		2.2~4.5	図 3 チ~ツ
	寺泊年友字中村617番地先		63.1	

廃 止 調 査 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
寺泊459号線	寺泊新長字草薙139番1地先		2.7~3.0	図11
	寺泊新長字草薙130番地先		217.8	
寺泊463号線	寺泊新長字一番割796番地先		3.8~8.9	図11
	寺泊新長字二番割923番地先		274.4	
寺泊510号線	寺泊鰐口字前諏訪山646番地先		2.7~8.0	図12
	寺泊鰐口字前諏訪山646番地先		31.8	

議案第128号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場（仮称） 造成工事	斎場敷地及び道路造成 一式 調整池整備 一式	229,548,000円	長岡市表町1丁目 3番地4 しなの・越後交通 工業・白井組長岡 北部地域斎場（仮 称）造成特定共同 企業体

議案第129号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道二和 160号線ほか)	道路新設 延長 769.7m 幅員 9.0~9.5m		
	変更前 掘削工 (28,500m ³) 路体盛土工 (22,524m ³) 排水構造物工 (1,940m) 函渠工 (22m)	変更前 308,321,783円	長岡市表町1丁目 3番地4 しなの・晴耕舎・ 氣輪5道建S第1 号道路新設特定共 同企業体
変更後 掘削工 (30,830m ³) 路体盛土工 (24,764m ³) 排水構造物工 (1,816m) 函渠工 (22m)	変更後 389,285,600円		

議案第130号

新潟県市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合理約を次のとおり変更するものとする。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約
新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のよ
うに変更する。

別表第2の2の項及び3の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市高齢者センターとちお
指定する団体	株式会社共立ソリューションズ
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市ニュータウン運動公園
指定する団体	MCMフェニックスグループ
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市希望が丘プール
指定する団体	希望が丘スポーツ振興グループ
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営希望が丘テニス場
指定する団体	希望が丘スポーツ振興グループ
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	エコトピア寿
指定する団体	新生ビルテクノ株式会社小千谷支店
指定の期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	旧機那サフラン酒製造本舗建造物及び秋山孝ポスター美術館長岡
指定する団体	ミライ発酵本舗株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市和島オートキャンプ場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第138号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道院自然ふれあいの森
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市とちおファミリースキー場
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市うまみち森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営大手口駐車場、長岡市営表町駐車場、大手通り地下駐車場及び長岡市営長岡駅大手口北自転車駐車場
指定する団体	日本パーキング株式会社
指定の期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市東山ファミリーランド及び長岡市営東山テニス場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市八方台いこいの森
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営スキー場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市古志高原スキー場
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和6年11月29日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市自然休養地四季の里古志
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和8年3月31日まで